

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十八年二月十九日から同年六月二十日までに奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センターに到着するよう提出してください。

平成二十八年二月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 開放倉庫桜井店

所在地 桜井市大字上之庄二四〇ほか

二 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐輪場の位置

（変更前）届出書添付図面N^o. 1のとおり

（変更後）届出書添付図面N^o. 2のとおり

三 変更する年月日

平成二十八年一月十五日

四 届出年月日

平成二十八年一月十二日

五 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

平成二十八年二月十九日から同年六月二十日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する祝日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで